

阿蘇市空き家バンク要綱

平成 28 年 2 月 8 日

阿蘇市告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、阿蘇市における空き家の有効利用を通して、定住の促進と集落の活性化を図るために実施する空き家等に関する情報の登録及び提供に関する制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に存する個人が居住を目的として建築し、かつ、現に居住していない建物又は居住しなくなる予定の建物及びこれらの敷地である土地をいう。ただし、賃貸又は分譲を目的として建築した建物及びこれらの敷地である土地は除く。
- (2) 所有者等 当該空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃借（転貸を除く。）を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 所有者等から登録の申込みを受けた情報を登録し、及び定住等を目的として空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、空き家バンク以外の空き家等の取引を規制するものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第 4 条 空き家バンクによる空き家等に関する情報の登録をしようとする所有者等は、阿蘇市空き家バンク登録申込書（様式第 1 号）、阿蘇市空き家バンク登録カード（様式第 2 号。以下「登録カード」という。）及び同意書（様式第 3 号）にその他市長が求める書類を添付して提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適正であると認めるときは、阿蘇市空き家バンク登録台帳（様式第 4 号）

に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの
- (2) 所有者が、暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者であるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めるもの

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、阿蘇市空き家バンク登録完了書（様式第 5 号）により当該所有者等に通知するものとする。

4 市長は、第 2 項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるときは、当該所有者等に対して同事業による登録を勧めることができる。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第 5 条 前条第 3 項の規定による登録の通知を受けた所有者等（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、阿蘇市空き家バンク登録変更届出書（様式第 6 号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（空き家バンクの登録の抹消）

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該空き家バンクの登録を抹消するとともに、阿蘇市空き家バンク取消通知書（様式第 7 号）により当該物件登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 物件登録者から空き家バンク登録取消願書（様式第 8 号）が提出されたとき。
- (3) 登録の内容に虚偽があったとき。
- (4) 第 4 条第 2 項各号に掲げる者となったとき。
- (5) 第 4 条第 3 項の規定による通知をした日から 2 年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合には、この限りでない。

(6) その他市長が必要と認めるとき。

(空き家情報の公表)

第7条 市長は、市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により、第4条第2項の規定により登録された空き家等に関する情報（以下「空き家情報」という。）を公表するものとする。ただし、物件登録者が希望しない事項については、この限りでない。

(空き家等の利用希望者に係る登録申込み等)

第8条 利用希望者は、空き家バンクの利用希望の登録をしようとするときは、空き家バンク利用登録申込書（様式第9号）に誓約書（様式第10号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、次の各号のいずれかに該当する者であると認めたときは、当該利用希望者に関する情報を阿蘇市空き家バンク利用者台帳（様式第11号。以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。

(1) 阿蘇市の自然環境及び生活文化に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(2) その他市長が適当と認めた者

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、阿蘇市空き家バンク利用登録完了書（様式第12号）により当該利用希望者に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第9条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、阿蘇市空き家バンク利用登録変更届出書（様式第13号）を市長に届け出なければならない。

(利用登録者に係る登録の抹消)

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともに、阿蘇市空き家バンク利用登録取消通知書（様式第14号）により当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 第8条第2項各号に規定する者と認められないとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (3) 申込み及び誓約内容に虚偽があることが分かったとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者に該当するとき。
- (5) 利用登録者から阿蘇市空き家バンク利用登録取消願書（様式第 15 号）が提出されたとき。
- (6) 第 8 条第 3 項の規定による通知をした日から 2 年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
- (7) その他市長が適当でないとき。

（情報提供等）

第 11 条 市長は、第 7 条の規定によるもののほか、必要に応じ、空き家情報を利用登録者に提供するものとする。

（空き家等の利用の申込み）

第 12 条 空き家バンクに登録された空き家等の利用を希望する利用登録者は、阿蘇市空き家バンク物件交渉申込書（様式第 16 号）に利用を希望する空き家等（以下「希望物件」という。）の登録番号その他必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による利用の申込みがあったときは、当該希望物件の物件登録者及び媒介等を行う者（第 14 条の規定により媒介等を行う者をいう。次条において同じ。）にその旨を通知するものとする。

（物件登録者と利用登録者の交渉等）

第 13 条 前条第 2 項の規定による通知を受けた物件登録者及び媒介等を行う者は、遅滞なく当該利用登録者と空き家等の売買又は賃貸借に関する交渉を行うものとする。

2 市長は、物件登録者と利用登録者との間で行う希望物件の売買又は賃貸借に関する交渉、契約等については、直接これに関与しない。

（媒介等）

第 14 条 物件登録者が物件の売買又は賃貸借に関する交渉に係る媒介等の依頼を希望する場合は、一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会熊本県本部にその情報を提供するものとする。

(地区の代表等への情報提供及び地域情報の公表)

第 15 条 市長は、第 4 条第 2 項の規定により空き家等を登録したときは、当該空き家等の所在する地域の代表等に対して、その空き家情報を提供することができる。

2 前項の情報の提供を受けた地域の代表等は、空き家情報と併せて地域に関する情報について、市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により、公表することができる。

3 地域の代表等は、利用登録者に対し、地域に定住するための説明会、交流会等を開催することができる。

(地域の意見の反映)

第 16 条 地域の代表等は、物件登録者に対し、利用者の決定に当たっての参考意見を述べることができる。

(個人情報の取扱い)

第 17 条 物件登録者及び利用登録者並びに登録台帳又は利用者台帳の登録情報を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 登録カード及び利用者台帳から知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。

(2) 個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。

(3) 個人情報を漏えいし、又は滅失することのないよう適切に管理すること。

(4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。

(5) 個人情報の漏えい、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。